

物価高騰対策支援給付金に関するよくあるご質問（Q & A）

※随時、更新されます。共通事項

番号	質問	回答
1	どのような世帯が支給対象となりますか？	<p>基準日（令和6年12月13日）において、徳島市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割非課税世帯が対象となります。</p> <p>ただし、以下に該当する場合は、対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が、住民税が課税されている者の扶養親族等になっている場合（税法上の扶養） ・租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯 ・世帯の中に、個人住民税の所得割額と均等割額がともに課税となる収入があるのに未申告者がいる世帯 ・既に他市区町村において同様の要件で支給された給付金を受給している世帯
2	案内はいつ届きますか？	<p>【住民税均等割非課税世帯の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件・口座情報を本市が把握している場合は、3月7日から、「支給決定通知（はがき）」を送付します。 ・上記以外の対象世帯の場合は、3月中旬から順次、「案内文書」「申請書」を送付します。
3	世帯全員の住民税均等割非課税世帯とはどのような世帯ですか？	<p>住民税均等割非課税世帯とは、個人住民税の所得割額と均等割額がともに住民基本台帳に登録された世帯全員が課税されていない状況を言います。</p>
4	令和6年度住民税均等割非課税世帯とは、いつの所得で判断されますか？	<p>令和5年1月から12月までの所得により判断されます。</p>
5	受給するためには、どのような手続きが必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「支給決定通知（はがき）」が届いた世帯は、記載内容をご確認いただき、内容に問題がなければ、手続は不要です。支給決定通知に記載されている口座に入金します。 ・「申請書」が届いた世帯は、必要事項を記入し、添付書類とともに申請期限までに返送してください。
6	給付金はいつ振り込まれますか。	<p>【住民税均等割非課税世帯の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支給決定通知（はがき）」が届いた世帯は、3月下旬頃より入金予定です。 ・「申請書」が届いた世帯については、市が申請書を受理した日から約1か月を目安に入金を行う予定です。 <p>※「申請書」に不備がある場合は、入金に1か月以上かかる場合があります。</p>
7	給付金関連の書類を紛失してしまった場合はどうすればいいですか？	<p>【支給決定通知（はがき）を紛失された場合】</p> <p>支給決定通知に記載されていた口座へ令和7年3月下旬から順次入金予定なので通帳に記帳等し、ご確認してください。</p> <p>【申請書を紛失された場合】</p> <p>申請書を再発行いたしますので、徳島市物価高騰対策支援給付金コールセンター（以下「コールセンター」という。）（TEL:088-622-1711）へお申し出ください。</p>
8	提出書類の記入方法が分かりません。教えてください。	<p>コールセンター（TEL:088-622-1711）へお問い合わせください。</p> <p>また、市役所1階国際親善コーナーの相談窓口でも、書類の記入の問い合わせや提出を受け付けています。</p>
9	給付金は誰に振り込まれますか？	<p>原則として、世帯主の方の口座へ振り込まれますが、代理人による給付金の受給や申請手続きが認められる場合もありますので、詳しくは、コールセンター（TEL:088-622-1711）へお問い合わせください。</p>
10	生活保護受給者は本給付金の対象となりますか？	<p>本給付金の支給要件を満たす場合は、支給対象となります。</p>
11	転入してきた場合は、給付対象となりますか？	<p>令和6年1月2日以降に他市区町村から徳島市に転入された場合は、令和6年1月1日にお住まいだった自治体から世帯の方全て（※こども加算に該当する児童は除きます。）の令和6年度住民税非課税証明書を取得していただく必要があります。</p> <p>※令和6年1月2日以降、国外より転入された方を含む世帯の方は対象外となります。</p> <p>※租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方については、給付金支給の対象外となります。</p>

物価高騰対策支援給付金に関するよくあるご質問（Q&A）

12	本給付金は課税または差押えの対象となりますか？	「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（令和6年12月17日）において、本給付金は、所得税の課税及び差押え禁止されています。
13	基準日（令和6年12月13日）以後に世帯主が亡くなった場合はどうすればいいですか？	本給付金の支給要件を満たしており、当該世帯で他の構成員がいる場合は、その中から新たに世帯主となられた方に給付します。その場合、新たに申請書と本人確認が分かる書類を提出期限までにご提出いただくこととなります。 ただし、亡くなられた方が単身世帯である場合は、世帯自体が無くなるため支給対象となりません。
14	やむをえない事情で住民票に登録されている世帯の状況と実際の世帯の状況が異なる場合はどうなりますか？	DV避難者や離婚協議中のため等、基準日時点で居住実態が住民票と異なる場合は、支給要件を満たしていれば、給付金を受給することができる可能性がありますので、コールセンター（TEL:088-622-1711）までお問い合わせください。
15	令和6年12月14日に徳島市に転入しましたが本給付金の対象となりますか？	徳島市では対象となりません。 基準日の令和6年12月13日時点で住民登録をされていた自治体にご確認してください。
16	世帯全員が住民税を課税されている者に扶養されている世帯とはどのような世帯ですか？	例えば、次のような世帯となります。 ・別居している親（課税者）に扶養されている学生（非課税者）の世帯 ・子（課税者）に扶養されている親（非課税者）の世帯 ・単身赴任している夫（課税者）に扶養されている妻子（非課税者）のみの世帯、等。

※随時、更新されます。こども加算関係

番号	質問	回答
1	こども加算とは何ですか	令和6年度徳島市物価高騰対策支援給付金の給付対象世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合は、こども加算として児童1人あたり2万円を支給するものです。
2	基準日（令和6年12月13日）以降に出生した児童は対象となりますか？	令和7年3月31日までに生まれた新生児が対象となります。
3	単身で寮に入っているこどもなど、同一世帯員として住民基本台帳に登録されていないが、生計が同一である18歳以下のこどもは対象となりますか。	同一世帯員として住民基本台帳に記載されていない単身で寮に入っている等、加算の支給対象となる世帯主が同一世帯にいない児童に限っては、別世帯である世帯主から当該児童と生計が同一であることの申出を受けた上で、こども加算の対象とすることができます。 詳しくは、コールセンター（TEL:088-622-1711）へお問い合わせください。

※随時、更新されます。家計急変世帯

番号	質問	回答
1	家計急変世帯とはどのような世帯ですか？	令和6年度住民税均等割課税世帯のうち令和6年1月から12月までの間に予期せず家計が急変し、世帯員それぞれの1年間の収入額が住民税非課税水準に相当する額以下まで減少した世帯を言います。 ただし、世帯全員が、住民税均等割が課税されている者の扶養を受けている場合や、令和6年1月2日以降に入国し、新たに住民登録された方を含む世帯は、対象外となります。
2	「予期せず家計が急変」したことに該当しない例を教えてください。	「予期せず家計が急変」したことに該当しない例は、「定年退職のため」「急変した月は閑散期のため」「客観的な外的要因によらない廃業」等です。 なお、不法行為に起因する収入の減少は、「予期せず家計が急変」したことに該当しません。

物価高騰対策支援給付金に関するよくあるご質問（Q&A）

3	家計急変世帯に該当する場合、どのような書類を提出する必要がありますか？	<p>①令和6年度徳島市物価高騰対策支援給付金（家計急変世帯分）申請書 ②簡易な収入(所得)額の申立書 ③令和6年中の収入が分かる書類（世帯全員分の令和6年1月～12月分）</p> <p>※上記の①～③の書類を作成し、徳島市物価高騰対策支援給付金担当（〒770-8702 徳島市幸町2丁目5番地）へご提出ください。</p> <p>①、②→市役所1階国際親善コーナーで配布もしくは、徳島市HPでダウンロード可能です。 ③については申請される方がご自身で入手してください。 ご不明な点がございましたら、コールセンター（TEL:088-622-1711）へお問い合わせください。</p>
---	-------------------------------------	--